

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請締切迫る!!

申請の締め切りは2021年9月30日(消印有効)です!
申請が未了の方はお急ぎください!

※「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金(2021年2月発表)を申請した医療機関は、原則として本補助金の給付対象外です。

※前回の補助金申請後に診療・検査医療機関(仮称)の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額(「診療・検査医療機関(仮称)」指定前の上限額)が本補助金の補助基準額(「診療・検査医療機関(仮称)」指定後の上限額)より低い場合は、差額分について本補助金の申請をすることができます。

医療機関区分別 補助上限額

① 診療・検査医療機関(仮称)※	100万円
② ①以外の病院・有床診療所(医科・歯科)	25万円+5万円×許可病床数
③ ①以外の無床診療所(医科・歯科)	25万円
④ 薬局・訪問看護ステーション・助産所	20万円

※「診療・検査医療機関(仮称)」とはインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えて、三重県から指定され、それを証明する書類を持つ医療機関のことで(①の医療機関として申請する場合は、提出書類に都道府県からの指定通知等の証明書類が必要です)。また、本補助金を受給する場合は、少なくとも令和3年9月30日までは、「診療・検査医療機関(仮称)」として継続することが必要となります。

※2次補正予算時の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」を請求した医療機関も対象となります。

※「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関については、今回の補助事業の方が補助基準額(上限額)が高い場合に、差額分のみ補助の対象となります。

補助の対象となる経費

令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる経費が対象です。
※申請日以降に発生が見込まれる費用について概算請求も可能です。

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について幅広く対象となります。

【対象経費の例】

日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの)、日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬などのうち直接診療報酬等を請求できるもの以外)、空気清浄機の購入費、換気のための軽微な改修(修繕費となるもの)、水道光熱費、燃料費、電話料、インターネット接続等の通信費、休業補償保険等の保険料、受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの、受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの、日常診療に要する検査外注費などのうち直接診療報酬等を請求できるもの以外、既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料、既存の診療スペースに係る家賃、既存の医療機器・事務機器のリース料 など

申請方法等について

※申請できるのは各医療機関で1回のみです。

【申請締切】令和3年9月30日(当日消印有効)

【申請方法】厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)より、申請書(Excelファイル等)をダウンロードし必要事項を記入後、必要書類とともに郵送してください。

※概算請求の場合、支給後1ヵ月以内または令和4年4月10日のいずれか早い時期に実績報告をする必要があります。

【提出先】住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・
医療提供体制確保支援補助金担当 宛



厚生労働省
補助金情報ページ

三重県保険医協会

〒514-0062 三重県津市観音寺町429-13
TEL: 059-225-1071 FAX: 059-225-1088

詳細な情報はこちら

三重県保険医協会コロナ対策ページ : http://mie-hok.org/public/covid19_taiou.html

厚生労働省の補助金情報ページ : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html